

審 査 基 準

令和 7 年 2 月 27 日 作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 2 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 質屋の許可
原権者 (委任先) : 秋田県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第 3 条第 1 項 (許可の基準) 質屋営業法施行規則第 1 条 (申請及び届出の一般的手続) 第 2 条、第 3 条 (質屋の許可の申請) 第 3 条の 2 (心身の故障により業務を適正に行うことができない者)
審 査 基 準 : 質屋営業法第 3 条第 1 項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 50 日以内
申 請 先 : 申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 (電話 0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1、内線 3 0 4 3 ~ 3 0 4 5)
備 考 :